

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 2 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市では、物価高対策として国から交付された重点支援地方交付金（以下「本件交付金」という。）や市税等を財源として、1 口 10,000 円で 13,000 円の価値のあるプレミアム付商品券を発行する事業（以下「本件事業」という。）を実施する。

国は公平性を前提として本件交付金を交付しており、本件事業の本来の目的は本件交付金を全ての市民に平等に交付することである。しかしながら、家計が困窮する市民にとっては 10,000 円の支出が困難であり、全ての市民が商品券を購入できるわけではない。結果的には、本件交付金は商品券を購入する市民にのみ配分され、困窮する市民には事実上配分されないのであれば、公平性は担保されない。これは公費支出の基本原則に反する。

よって、本件事業は、個人の尊重及び幸福追求権について定めた憲法第 13 条、並びに平等原則について定めた同法第 14 条に違反し、かつ、住民がその属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利について定めた地方自治法第 10 条第 2 項に違反する。

また、令和 2 年度特別定額給付金事業を見ると、本件交付金を全ての市民に給付する事業であれば委託事業者への委託費は最低限に抑えられたと推察されるが、本来の目的ではない地域経済対策である「プレミアム分 3,000 円」を付与する事業としたため、総事業費限度額を膨れ上がらせ、その結果、委託事業者への委託費を必要以上に増額させた。

以上のことから、本件事業に係る債務負担行為は不当な財務会計行為である。

そこで、本件事業に係る約 22,895,000,000 円の債務負担行為に基づく支出を差止めること、並びに、本件交付金が全ての市民に公平に適用されるための適正な措置（水道料金など

の軽減、若しくは数百円から千円単位で購入できる事業などへ変更)を講ずることを求める。

第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

本件請求について、請求人らは、本件事業は本件交付金等を財源とするものであり全ての市民に平等に給付すべきものであるにもかかわらず、本件事業において本件交付金の恩恵を受ける者が、1万円の商品券を購入できる者に限られており、公平性が担保できないことから、本件事業は憲法第14条に定める平等原則等に違反するものであること、また、本件事業をプレミアム分を付与する商品券事業にしたために、総事業費限度額を膨れ上がらせ、結果として委託費を必要以上に増額させたことが不当であるとして、本件事業に係る支出を差し止めること等を求めている。

この点、地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人らは、①本件事業が、全ての市民に対して等しく給付を行うという本件交付金の制度趣旨に反し、全ての市民に公平に本件交付金を配分できるような仕組みとなっておらず、それにより生ずる支出が憲法や地方自治法の規定に違反していること、また、②過去に実施した全ての市民に平等に金銭を給付する事業と比較して、プレミアム分を上乗せした商品券を購入する本件事業は総事業限度額が膨れ上がり、委託費が必要以上に増額していることが、違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人らの主張①について、全ての市民に対し本件交付金を公平に配分しなければ違法又は不当となるという本件交付金に係る具体的な規範（国から地方自治体へ交付する際のルールや要件等）の摘示は見受けられず、本件交付金の給付は公平であるべきという請求人らの見解に留まるものである。

また、請求人らの主張①及び②についてはいずれも、その実質において、本件事業に要する費用の支出という財務会計上の行為の前提となる事業目的の設定や事業設計の在り方に対

して、請求人らが懸念する問題点を摘示するものであり、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではない。

よって、請求人らの主張はいずれも、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは認められない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。